

長野県歯科保健推進条例の改正骨子（案）について

1 改正の背景

長野県歯科保健推進条例は、健康長寿県の確立に寄与することを目的とし、県民が生涯を通じて必要な歯科に関する保健医療サービスを受けることができる環境を整備することを基本理念として、平成 22 年 10 月に議員提案により制定された。

その後、歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に有効であることに鑑み、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、歯科口腔保健の推進について、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有するとされた。

条例制定から 10 年が経過した現在では、「オーラルフレイル」という新たなキーワードに象徴されるように、口腔機能の維持と全身の健康とのつながりがますます重要視されており、口腔機能の低下の予防は健康寿命の延伸に寄与すると考えられている。

よって、長野県議会は、目的に「健康寿命の延伸」を明記し、その実現に向けた基本的施策を新たに定めることにより、最新の知見や社会情勢を踏まえた取組を展開していく起点とするべく、一部改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 題名を「長野県歯科口腔保健推進条例」とする。
- (2) 目的に「健康寿命の延伸」を加える。
- (3) 基本的施策に以下の項目を新たに定める。【現行条例第 10 条関係】
 - ア「オーラルフレイル対策の推進」
 - イ「歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実」
 - ウ「災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供のための体制の確保」
 - エ「感染症の予防対策」
 - オ「歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質の向上」
 - カ「県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進」
- (4) その他、語句の整理等所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。